

消防用設備等点検業務仕様書

1 目 的

本業務は、那珂川沿岸農業水利事業所庁舎ほか 10 施設の消防用設備等について、消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づく機器点検及び総合点検を行うものである。

2 履行場所及び業務数量

(1) 履行場所

施設名	住 所	延面積(㎡)	階 数	備考
那珂川沿岸農業水利事業所庁舎	茨城県水戸市中河内町960-1	1023.43	地上 1 階	
那珂川沿岸用水管理センター (中央管理所)	茨城県水戸市飯富町5310	624	地上 2 階	
那珂川揚水機場	茨城県水戸市飯富町5310	730.48	地上 1 階、地下 1 階	
渡里揚水機場 (旧)	茨城県水戸市渡里町1501-1、1501-2	317.86	地上 1 階、地下 1 階	
渡里揚水機場 (新)	茨城県水戸市渡里町神田3772	460.73	地上 1 階、地下 1 階	
大杉山揚水機場	茨城県水戸市三の丸3-131-15	288	地上 1 階、地下 1 階	
赤沢揚水機場	茨城県東茨城郡城里町御前山990	135	地上 1 階、地下 1 階	
御前山ダム管理所	茨城県常陸大宮市下伊勢畑2216-2	339.5	地上 2 階	
御前山機場	茨城県常陸大宮市下伊勢畑大綱2145-18	50.75	地上 1 階	
三美機場	茨城県常陸大宮市三美八幡1209-7	241	地上 2 階、地下 1 階	
柳沢機場	茨城県ひたちなか市柳沢1069-1	224	地上 1 階、地下 1 階	

(2) 業務数量

施設ごとの消防用設備等の数量は、別紙のとおりとする。

3 点検実施時期

(1) 機器点検 (年 2 回)

令和 8 年 10 月 1 日から令和 8 年 10 月 30 日まで

令和 9 年 2 月 1 日から令和 9 年 2 月 26 日まで

(2) 総合点検 (年 1 回)

令和 9 年 2 月 1 日から令和 9 年 2 月 26 日まで

(3) 点検実施日時

点検実施日時は、上記期間の平日 9 時 00 分から 17 時 00 分までとし、契約締結後に発注担当職員と調整の上で決定するものとする。

なお、発注担当職員は、契約締結後受注者に対して連絡する。

4 点検結果の報告

機器点検、総合点検それぞれの点検完了後、速やかに点検結果報告書を作成し、紙媒体 2 部及び電子媒体を発注者に提出すること。

なお、点検結果は、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和 50 年 10 月 16 日消防庁告示第 14 号）」及び「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成 16 年 5 月 31 日消防庁告示第 9 号）」に定めるところにより、取りまとめるものとする。

5 点検作業にあたっての注意事項

- (1) 点検は、消防設備点検資格者又は消防設備士の資格を有する者が行うこととし、受注者は、契約締結後、点検実施予定者の資格証明書の写しを発注者に提出すること。
- (2) 点検作業にあたっては建物、工作物及び職員等に損害を与えないよう措置するものとし、万一損傷を与えた場合は、直ちに発注担当職員に連絡するとともに受注者の責任において対応をすること。
- (3) 点検実施にあたり、設定の変更や既設物を移動させるなどした場合は、原則元の状態にすること。
- (4) 那珂川沿岸農業水利事業所庁舎の点検にあたっては、可能な限り職員の業務に支障が出ないように配慮すること。

6 環境負荷低減のクロスコンプライアンスについて

(1) 主な環境関係法令の遵守

受注者は、環境関係法令を遵守するものとする。

(2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。なお、取組状況の確認は求めない。

ア エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率的なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

イ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

※農林水産省ホームページ（みどりの食料システム戦略トップページ）

URL : <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>

7 その他

- (1) 代金の支払は、適法な請求を受けた日から 30 日以内とする。
- (2) 本業務の実施にあたり定めなき事項及び疑義が生じた場合は、受注者は発注者と協議を行うこと。

別紙（業務数量）

点検項目	単位	事業所庁舎	中央管理所	那珂川揚水 機場	渡里揚水機 場(旧)	渡里揚水機 場(新)	大杉山揚水 機場	赤沢揚水機 場	御前山ダム 管理所	御前山機場	三美機場	柳沢機場	合計
消火器具													
蓄圧式粉末消火器 10型	本	15	4	9	5	9	2	2	7	1	5	2	61
自動火災報知設備													
受信機P型 1級10回線	面		1	1									2
熱感知器 差動式スポット型	個		11										11
熱感知器 定温式スポット型	個		4										4
煙感知器 光電式スポット型	個		5	17									22
表示灯	個		2	2									4
発信機	個		2	2									4
音響装置（電鈴）	個		2	2									4
常用電源 交流電源	式		1	1									2
予備電源又は非常電源	式		1	1									2
消防機関へ通報する火災報知設備													
火災報知装置本体	台		1										1
専用電話機	台		1										1
消防通報試験	式		1										1
非常警報器具及び設備													
複合装置	台	2							2				4
誘導灯及び誘導標識													
誘導灯	個			10	2	2					2	8	24
誘導標識	枚		2				2		2				6
配線（総合点検時のみ）													
配線	式	1	1	1	1	1			1		1	1	8